

<中央銀行パネル>

新日銀法施行後20年

座長：日興リサーチセンター 山口 廣秀

<パネル趣旨>

現行日本銀行法（以下、「新日銀法」という）は1997年6月11日に成立し、翌年4月1日より施行されている。旧日銀法は1942年に制定された戦時色の強いものであったが、半世紀ぶりに全面改正された。新日銀法では金融政策が物価の安定を理念として行われる旨を明確化し、金融政策運営における独立性を強化しているほか、業務運営面でも経営体としての自主性を尊重したものとなっている。すなわち、政策委員会が政策及び業務運営全般にわたって日本銀行の最高意思決定機関であることが改めて確認され、政策委員会の構成や委員の任命方法について見直しが行われたほか、政府との関係についても旧日銀法の規定を大幅に改め、日本銀行の独立性を強化する方向で制度の整備がなされた。また、同時に、政策運営の透明性確保により、それが説明責任を伴ったものとなるよう図られている。

本年は新日銀法施行後20年に当たる。この間を振り返ると、日本・世界を巡る金融経済環境は、リーマン・ショックを契機とする世界経済・金融危機、デフレの長期化、政府債務の拡大、中国・アジア諸国等新興国の経済成長、金融デジタルイノベーションやIT化の進展など大きく変化した。一方、日本銀行の金融政策面でも政策金利がゼロ下限に直面し、1999年の「ゼロ金利政策」、2001年の操作目標を日銀当座預金残高としフォワードガイダンスを設定した「量的緩和政策」、リスク性資産買入れを含む3つの措置からなる2010年の「包括緩和政策」、2%の物価安定の目標にコミットしマネタリーベースを大幅に拡大した2013年の「量的・質的金融緩和政策」、さらに2016年の「マイナス金利政策」を経て、現行の短期金利をマイナス0.1%、10年物国債金利の操作目標をゼロ%程度とする「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」に至る、非伝統的金融政策を導入している。この間、2013年には政府と日本銀行の共同声明も締結された。

新日銀法施行後20年を経た今、新日銀法における日本銀行の目的や改正の理念である独立性と透明性から照らして、例えば日本銀行の国民や金融市場からの信認、2%物価目標や大規模緩和と経済成長との整合性、政策委員会メンバーの多様性と議論の透明性などについて検討する意義は大きい。今回の中央銀行パネルでは、対象期間を20年と長期に捉え、また、法的観点から見た中央銀行の在り方や中央銀行と政府・政治との関係、さらには中央銀行制度の国際比較といった幅広い視野から議論するため、専門家の方々をパネリストとしてお招きした。具体的には、金融法の専門家である神田秀樹氏、経済学・金融論に詳しい高橋亘氏、中央銀行と政治との関係について豊かな識見を持つ軽部謙介氏である。パネルの司会役は山口廣秀が務める。